

3) 緊急性の判断

虐待の事実が確認されたまたは虐待が疑われる事実が確認された場合には、緊急性の判断を行うとともに対応方針を決定します。

緊急性の判断は、生命または身体に危険が生じているおそれがある場合に、入院・入所等の緊急性な分離保護の必要性の検討や、高齢者や養護者の協力拒否などにより事実確認ができない場合に、立入調査の要否等の検討等を行うものです。

緊急性の判断に当たっては、以下の点を参考にしてください。

緊急性が高いと判断できる状況

1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- ・極端な栄養不良、脱水症状
- ・「うめき声が聞こえる。」などの深刻な状況が予測される情報
- ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある

- ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
- ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない

- ・虐待が恒常的に行われているが、養護者の自覚や改善意欲が見られない
- ・養護者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であつたり改善が望めそうにない

4 高齢者本人が保護を求めている

- ・高齢者本人が明確に保護を求めている

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）を一部改変

4) 深刻度の判断

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指針として法に基づく対応状況等調査で利用されている指標です。

深刻度の定義は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度であり、深刻度を判断する時点及び判断者は、相談・通報受理後や事実確認実施後に、緊急性の判断と同様に複数名で組織として検討するものです。

また、深刻度の区分は、**4（最重度）**、**3（重度）**、**2（中度）**、**1（軽度）**の4段階として、虐待の程度（深刻度）計測フローの活用等により判断することとなっています。

深刻度の区分

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。 保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

詳細は、下記報告書を参照してください。

出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書（令和3年3月、公益社団法人 日本社会福祉士会）

5) 対応方針の決定

市担当部署は、虐待の有無と緊急性の判断を行った結果、虐待有と判断した事案、事実確認を継続と判断した事案について、必要な対応方針を決定します。

いずれにおいても、初動期の対応方針を決定するうえでは、「高齢者の生命や身体
の安全確保」という目的を明確にしたうえで、事案の状況に応じて検討することが
重要です。

- ・虐待の有無の判断により、虐待無しと判断された場合は、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。
- ・高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合は、早急に介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。
- ・措置が必要と判断した場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関等からの情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。
- ・いずれにしても高齢者の安全の確認、保護を優先します。